

# 令和6年度住宅等鳥獣被害対策事業のご案内

町では、原子力災害による避難中に増加したイノシシ等の有害鳥獣から住宅等の被害防止を図るために行う住宅等の鳥獣被害対策に要する経費に対し補助金を交付します。

## 対象となる方

町内に「家屋」又は「家屋のある土地」を所有している方

## 対象費用

「家屋」又は「家屋のある土地」の鳥獣被害の防止を図るために行う事業で、平成25年4月1日以降に実施し、令和7年3月18日（火）までに完了する次の費用 ※農地や家庭菜園のみの対策は対象外です。

- ・被害防止のために新たに購入した資材（※）の購入費  
※ワイヤーメッシュ、電気柵、コンパネ、アニマルネット、トタン、金網、忌避剤等の消耗品など
- ・資材を設置するために業者に支払った経費
- ・住宅内に生息する有害鳥獣等の駆除（※）のために業者に支払った経費  
※ 有害鳥獣の駆除（捕獲）には、町の許可が必要な場合がありますので、まずは役場にご相談ください。

## 補助金額

最大10万円（千円未満切捨て） ※上限に達するまで、複数回の申請が可能です。

## 受付期間

令和7年3月18日（火）まで

※予算額に達した場合、期間内であっても募集を締め切らせていただく場合があります。

## 申請方法及び必要書類

窓口又は郵送

必要書類はチェックリストをご覧ください

## 問合せ

浪江町役場 住宅水道課 住宅係

〒979-1592 浪江町大字幾世橋字六反田7-2

電話 0240(34)0232

# 住宅等鳥獣被害対策事業補助金申請チェックリスト

**※下記提出書類を順番に揃え、チェックした上でご提出ください。**

No.		提出書類名	✓欄
1	申 請	住宅等鳥獣被害対策事業補助金交付申請書（様式第1号）	
2		様式第1号添付書類 補助対象事業の内容がわかる図面等 （施行箇所などを図として記入。手書き可）	
3		住宅の位置図（町内のどこに位置するか分かるもの）	
4		購入資材の内容や施工内容がわかる書類の写し （見積書の写し、請求書の写し、契約書の写しなど）	
5		建物の所有を証明する書類 （評価証明書、名寄帳の写し、建物登記簿謄本など）	
6		町税等の未納がないことの証明書（有効期限は申請日より3ヶ月以内） ※浪江町役場住民課、各出張所にて取得できます	
7		預金通帳の写し（氏名、支店名、口座番号などが確認できるページ）	
8	実 績 報 告 ・ 請 求	住宅等鳥獣被害対策事業補助金実績報告書（様式第5号）	
9		補助事業費に係る領収書の写し	
10		補助対象箇所の施工前後の現場写真 （施工前の写真がなければ施工後の写真だけでも可）	
11		住宅等鳥獣被害対策補助金交付請求書（様式第7号）	